

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

我が国の人口は平成24年に1億2,752万人と前年に比べ約28万人減少し、今後、急速に人口が減少すると見込まれるなかで、「団塊の世代」の高齢化に伴い高齢者人口は増加し、少子化の進行と相まって、平成37（2025）年には65歳以上の高齢者人口は3,657万人となり、高齢化率は30%を超えると見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、今年度で15年が経過します。

この間の介護保険法の改正により、平成18年度には予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われたほか、平成24年度には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが創設されるなど、新たなサービス体系の導入等が進められてきたところです。

本市におきましては、平成5年度に、老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を策定し、平成12年度には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。以来3年ごとに計画を見直しながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このような中、平成26年6月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進に関する法律（プログラム法）」（平成25年12月施行）に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことにより、介護保険法が大きく改正されることから、第5期で開始した地域ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化し、2025（平成37）年までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定することとします。

## 2 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、これは、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された計画で、今回が第6期となります。

## 3 計画の策定に向けた取り組みおよび体制

### (1) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり、市民の意見を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉事業者、福祉関係者、市民団体および一般公募の市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催します。

### (2) 市民への情報公開

函館市高齢者計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開していくほか、計画内容について、パブリックコメントで意見集約や周知を図ります。

### (3) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者やサービス提供事業者の実態・意向を把握するため、以下の調査を実施します。

#### ① 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

介護保険施設等の施設・居住系サービスの必要量の設定等に係る基礎資料とするため、市内に所在する特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に対し、当該施設に入所（入居）申込みをしている方の居住地、要介護度、居場所等を調査します。

## ② 日常生活圏域高齢者ニーズ調査

日常生活圏域ごとの課題やニーズ，必要なサービスの種類や量，サービス提供基盤の整備や地域支援事業の構築等をどのように進めていくかの具体的方策について検討するため，市内の日常生活圏域ごとに要支援認定者および要支援・要介護認定者を除く非認定者から無作為抽出した6,900人に対し，高齢者の意識，生活実態，健康状態，介護環境等について調査します。

## 4 計画期間

介護保険法に基づき，平成27年度から29年度までの3年間の計画とします。

計画名 (計画期間)	年度(平成)																																						
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37						
函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 (平成5～11年度)	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画 (平成12～16年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期函館市介護保険事業計画 (平成15～19年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期函館市介護保険事業計画 (平成18～20年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第5次函館市高齢者等保健福祉計画 第4期函館市介護保険事業計画 (平成21～23年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第6次函館市高齢者等保健福祉計画 第5期函館市介護保険事業計画 (平成24～26年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
第7次函館市高齢者等保健福祉計画 第6期函館市介護保険事業計画 (平成27～29年度)										■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		

## 5 他の計画との整合性

計画策定にあたっては，国の基本指針に即したものとし，同時に策定する北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図りながら策定します。

また，第3次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとします。